

## 鳥取県告示第513号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
株式会社わかば	鳥取市千代水一丁目 118	わかばの家メディカルセンター	鳥取市千代水一丁目 118	平成22年5月20日
〃	〃	わかばの家訪問介護センター	〃	平成23年7月31日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
株式会社わかば	鳥取市千代水一丁目 118	わかばの家メディカルセンター	鳥取市千代水一丁目 118	平成22年5月20日
〃	〃	わかばの家訪問介護センター	〃	平成23年7月31日